

## 関係者の責務・役割

第4～6条

県、食品関連事業者、消費者は、それぞれの責務や役割を認識して、食品等の安全・安心の確保に取り組む必要があります。

### 県の責務

■食品等の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定、実施する。<sup>※1</sup>



■国や他の地方公共団体と連携して、食品等の安全・安心の確保のために必要な措置を講ずる。

### 食品関連事業者の責務



■自らが食品等の安全・安心の確保について第一義的責任を有することを認識して、事業活動を行う。<sup>※2</sup>

■正確かつ適切な情報の提供を行う。



■県が実施する施策に協力する。

### 消費者の役割

■食品等の安全・安心の確保に関する知識と理解を深める。

■県の施策について意見を表明するよう努めることにより、積極的な役割を果たす。

■県が実施する施策に協力するよう努める。



※1 食品等の生産から消費に至る一連の行程において、幅広く必要な施策を講じます。

※2 法令遵守による事業活動はもとより、自主的な活動への取組みも含まれます。

## 基本方針

第7条

知事は、食品等の安全・安心の確保に関する基本的方向・総合的施策などを定めた基本方針を策定します。

- 基本方針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、県民からの意見を求めます。
- いただいた県民の意見・情報を考慮して基本方針を定め、又は変更します。
- 基本方針を定め、又は変更したときは、公表します。